

**<特集>****「景観まちづくりの手引き」をご活用ください**

県は、良好な景観の形成は、最も住民に近い基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいと考え、地域の景観特性に応じた取り組みを支援するために、「景観まちづくりの手引き」を作成しました。これは、主に景観行政団体となった市町村が、地域の実状に合った景観行政を推進していくにあたり、地域住民や事業者、NPOなどの団体と協働しながら景観法をどのように活用していけばよいかを解説するものです。ここでは、本手引きの概要（構成は、表1のとおり）について紹介します。ここに示した考え方や手法等を参考に、積極的に地域の良好な景観形成に取り組んでください。

良好な景観形成の意義と効果について

手引きでは、良好な景観の形成に向けた活動を、「景観まちづくり」と表現しますが、景観まちづくりの主演は地域住民であり、行政は、その活動を適宜支援する役割を担います。地域住民が、主体的に「地域で大切にしたいもの」を見つけ出し、または創り出して共有し、それを育てていく景観まちづくりのきっかけを提供することが、行政の最初の役割となります。

その際に、地域住民に対し、良好な景観を形成する必要性を説明しなければなりません。良好な景観形成はなぜ必要なのか、地域住民にとってどのようなメリットがあるのかを説明し理解してもらうことによって、地域住民が積極的、主体的に取り組む景観まちづくりを継続していくことができます。

このようなことから、第1章において、良好な景観形成の意義と効果は、「地域住民間の合意形成」と「活力ある地域社会の実現」であるという県としての考え方を述べています。

景観計画の策定手順について

景観行政団体となった市町村は、地域の景観特性を生かし地域住民の意向を反映させた景観計画を策定します。さらに、この景観計画に基づいて、地域住民が主演の景観まちづくりを適宜支援していくこととなります。

そこで、第2章では、景観法に規定された「景観計画に定める事項」について、なぜ、定めることが必要なのか、どのように定めるのか、定めるとどのようなことが実現できるのかということについて解説します。

これにより、景観まちづくりの確かなイメージを持った上で地域住民と係わりながら景観計画を策定することができるようになります。

さらに、実際に景観計画を策定する際には、景観まちづくりに向けた方針を定め、その方針の実現に向けて各種の規制誘導の方法等について検討するという手順になることから、地域住民との協働による景観計画の策定を効率よく進められるよう景観法とは異なる構成にしました。図1のとおり、前半で「方針の設定」に関する事項について解説し、後半で景観をコントロールするための「行為の制限」に関する事項について解説します。

こうすることで、次の第3章で展開する景観まちづくりワークショップの運営手順についても理解しやすくなります。

景観まちづくりの進め方について

第3章では、景観計画策定における地域住民の意見を反映させる手法として、さらに、景観計画に基づきまちの将来像の実現を目指した景観まちづくりを推進していくための手法としてワークショップを取り上げ、様々な局面における行政の役割について解説します。行政は、その時に最も適した方法で住民支援を行いながら、景観計画の策定や景観まちづくりを継続していくこととなります。景観まちづくりは、具体的には図2のように展開しますが、これはまちづくりの基本的な流れであることから、地域における様々なまちづくりの推進にも活用できると思います。本章を参考に、新たに景観まちづくりを進めていくとともに、すでに行われているまちづくりに「景観的観点」を加え、より多くの地域住民が主体的に取り組む景観まちづくりをコーディネートして良好な景観を形成し、活力ある地域社会を実現させていただきたいと思います。



表 1 「景観まちづくりの手引き」の概要

第1章 景観まちづくりについて

1-1 茨城の景観について

1-2 「良好な景観」について

1-3 「景観まちづくり」について

第2章 景観計画の策定手順

2-1 「景観計画区域」の設定と「良好な景観形成に関する方針」について

2-2 「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定」について

2-3 「景観重要公共施設の整備に関する事項」について

2-4 「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」について

2-5 「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」について

2-6 「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について

2-7 「景観重要公共施設の占用等の基準」について

2-8 自然公園法の許可の基準の考え方

2-9 その他

第3章 景観まちづくりの進め方

3-1 景観まちづくりの進め方

3-2 景観まちづくりワークショップ

第4章 景観形成に関わる政策体系等の整理

4-1 景観形成に関わる関連法の整理

4-2 景観形成目的別の手法・制度の概要

資料編

資料-1 景観法における主な制度の概要

資料-2 景観まちづくりの事例

資料-3 景観まちづくりの手引き作成に向けたアンケート調査結果

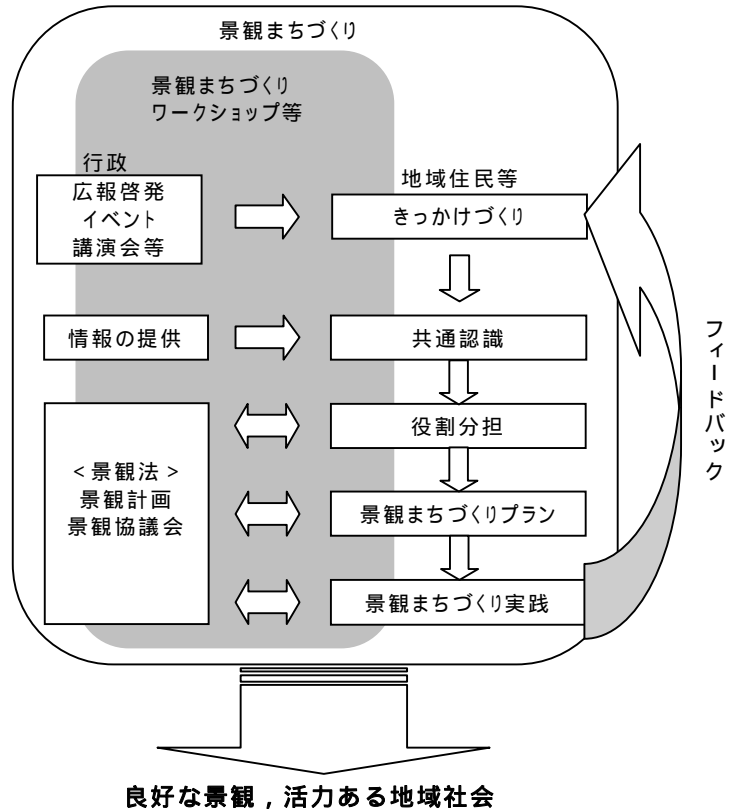


図 2 景観まちづくりの流れ

景観法の構成

必須事項

景観計画区域
景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

選択事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
景観重要公共施設の整備に関する事項
景観重要公共施設の占用等の基準
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
自然公園法の許可の基準

景観まちづくりの手引きの構成

方針の設定

【全体方針の設定】
景観計画区域の設定と良好な景観の形成に関する方針

【個別方針の設定】
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
景観重要公共施設の整備に関する事項
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

行為の制限

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
景観重要公共施設の占用等の基準
自然公園法の許可の基準

図 1 景観まちづくりの手引き（第 2 章）の構成

問い合わせ先 茨城県土木部都市局都市計画課都市行政 G

TEL 029-301-4579

